

諮問番号：諮問第 215 号

答申番号：答申第 215 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 審査請求人の西日本シティ銀行本店普通預金通帳による、平成 31 年 4 月 18 日の入金 100,000 円が「利益（稼働収入の増加）」とみなされていると思うが、「預り金」勘定で収入ではない。何度も電話にて説明しているが、理解されていないようで、経理が判らない社会的に未熟な担当者は、即刻配置転換すべきだと思う。
- (2) 10 年以上に及ぶ母親の一人介護・入院・治療の繰り返し・死去その後のストレスによる自分の大病（心臓疾患）により身体障害者 3 級となり、生活に困窮したため、法による保護（以下「保護」という。）が開始された。2017 年冬頃には身体障害者手帳を受け取っており、2020 年（令和 2 年）11 月 1 日に身体障害者の認定を削除されるまでの、保護を受領している期間は全て身障者であった。
- (3) 処分庁は決められた通りにやったのであろうと思うが、結果的に庶民いじめになっている。しかしながら、事務的に進めただけで、審査請求人の「保護費の中止であれば、なるべく早くに通知してくれ」という要請を実現していない。保護費を受け取る一番最初の会合から、保護費を受けるのは 1 年間ぐらいだろう、それと打ち切りの場合はなるべくすみやかに通知してくれと、言い続けていた。

理由は、独立行政法人福祉医療機構から年金担保で融資実行の書類を準備していたからである。この融資には条件があり、保護の受領期間中は、融資実行できない、

とのことであった。結局のところ令和3年1月に融資実行され、融資実行まで半年間は、飢餓に苦しんだ。

(4) 保護費の支払の停止とか、中止とか、説明もなく一方的に行われており、審査請求人の立場からいえば、収入があった時点で即時、保護を中止してもらおうと、上記の融資も、スムーズに出来ており、飢えずにすんだ。ズルズルと引き伸ばし、保護費停止まで、半年以上延伸していることは、悪意に満ち満ちた業務ではないのか。

(5) 108,336 円の返還金も、廃止決定時（令和2年8月24日）には内訳が付与されていなかった。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って、資力の発生時期や返還対象額、自立更生費の適用等について調査、検討を行った上で、返還決定したものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### (1) 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

処分庁は、令和元年9月1日から審査請求人の保護を停止しており、その後保護を再開することなく、令和2年3月1日を廃止時期として保護を廃止している。

また、処分庁は平成31年4月1日、令和元年5月1日、同年6月1日及び同年7月1日を保護の変更時期として保護費の算定を行っており、このことにより、平成31年4月の保護費2,773円、令和元年5月の保護費2,400円及び同年6月の保護費24,604円が過払いとなっている。また、処分庁は令和元年7月の保護費について、医療費本人支払額が生じているにもかかわらず、介護保険料（普通徴収）として9,000円を保護費として支給しており、同介護保険料について過払いとなっている。

さらに、審査請求人には令和元年6月から同年8月に医療費本人支払額が生じており、同期間における医療扶助費は処分庁が支給していることから、医療費本人支払額を上限として医療扶助費の過払いが生じているものと解される。

加えて、令和元年9月1日付けでの保護の停止により、障害者加算の削除による過払金35,060円のうち同年9月分の保護費で充当する予定だった5,843円が未充当となったことが認められる。

これらのことから、審査請求人は平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までに支給された保護費に過払いが生じたものと認められ、過払額の合計は 108,336 円となる。

また、平成 31 年 4 月から令和元年 8 月まで、処分庁から審査請求人に支給された保護費は 108,336 円以上であることが認められる。

よって、審査請求人は法第 63 条に規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」場合に該当することから、処分庁が審査請求人に係る過支給額 108,336 円について、法第 63 条に規定する資力があるとして費用返還義務の対象としたことに、違法又は不当な点は認められない。

## (2) 返還額の決定について

ア 法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年 7 月 25 日判決・判例地方自治 455 号 72 頁参照）。

イ 福岡市中央福祉事務所の職員は、令和元年 9 月 24 日に審査請求人から必要経費（交通費）の申告書類を受理しており、同月 27 日に審査請求人に電話し交通費以外の必要経費について確認したところ、審査請求人から「認められないと思っていたため、もう無い」という回答を得ている。

また、令和 2 年 8 月 11 日、処分庁は、審査請求人の回答内容を踏まえた上で、過払額の合計である 108,336 円を返還金として決定している。

なお、令和元年 9 月 27 日から本件処分までの間に、審査請求人から自立更生費として控除を希望するものについての申し出が行われた事実は認められない。

よって、処分庁は、審査請求人に確認した上で、自立更生費について調査・検討を行い、自立更生費に該当するものがないと判断した点につき、合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥

当性を欠くものとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は平成 31 年 4 月 18 日の入金 100,000 円が「利益(稼働収入の増加)」とみなされていると思うが、「預り金」勘定で収入ではないと主張している。

この主張について、処分庁は、預り金を収入として認定しなかったことが認められる。

イ 審査請求人は、処分庁に対し、保護費の中止であれば、なるべく早くに通知をしてほしいという要請をしたが実現していない旨を主張している。

また、審査請求人は、保護費の支払の停止や中止について、説明もなく一方的に行われている旨主張している。

これらの主張は、審査請求人が、令和元年 9 月 1 日からの保護停止処分及び令和 2 年 3 月 1 日からの保護廃止処分に係る主張である認められることから、保護費返還決定処分である本件処分が違法又は不当であるか否かの判断と関係があるものとは認められない。

ウ 審査請求人は、108,336 円の返還金の内訳が付与されていなかったと主張している。

この審査請求人の主張は、本件処分の理由付記に瑕疵があると主張しているものと解されるが、「保護費の返還について」(中保護第 10-209 号)には、返還理由として、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がなされたか記載があり、審査請求人においてその記載自体から返還理由を了知し得ないものとまではいえず、本件処分には、理由の付記について瑕疵があるとは認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 45 条第 2 項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 5 年 7 月 7 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 8 月 23 日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

また、法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、自立更生費を本来の要返還額から控除して返還額を決定して差し支えないとされている（「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問 13-5 答(2)）。

本件についてこれをみると、審査請求人の稼働収入の増加等により、平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までに支給された保護費に過払いが生じており、過払額の合計は 108,336 円であることが認められる。

また、平成 31 年 4 月から令和元年 8 月まで、処分庁から審査請求人に支給された保護費は 108,336 円以上であることが認められる。

よって、処分庁が審査請求人に係る過支給額 108,336 円について、法第 63 条の規定に基づき費用返還義務の対象としたことに、違法又は不当な点は認められない。

加えて、処分庁は、審査請求人に確認した上で、自立更生費について調査・検討を行い、自立更生費に該当するものがないと判断したことが認められ、当該処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

以上のことから、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 小 山 雅千子